

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	二見漁港の漁港施設
所在地	下関市豊北町大字北宇賀
指定管理者	名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	住所 下関市大和町一丁目16番1号 下関漁港ビル
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所 建設農林水産課
	T E L : 083 - 782 - 1936
	E-mail : hhouri@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理者制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶所有者においてトラブルが生じたケースはありませんが、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等を実施し、今後も良好な管理運営水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留について、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に則った管理運営の推進が図られました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めしていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

施設の維持管理について、四半期ごとに事業報告を提出し、適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収、各種支出について適正に処理し、経理関係書類を整理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めしていました。
また、緊急時に對応する連絡体制を確立していました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、適正に執行していました。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや、全国漁業協同組合連合会による監査も適切に実施しており、指定管理者として適切と判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	二見漁港の漁港施設
所在地	下関市豊北町大字北宇賀
指定管理者	名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	住所 下関市大和町一丁目16番1号 下関漁港ビル
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083 - 782 - 1936
	E-mail : hhouri@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理者制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶所有者においてトラブルが生じたケースはありませんが、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等を実施し、今後も良好な管理運営水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留について、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画にのっとった管理運営の推進が図られました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

施設の維持管理について、四半期ごとに事業報告を提出し、適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収、各種支出について適正に処理し、経理関係書類を整理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制を確立していました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めています。

事業収支

経済性

事業収支について、適正に執行していました。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや、全国漁業協同組合連合会による監査も適切に実施しており、指定管理者として適切と判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	二見漁港の漁港施設
所在地	下関市豊北町大字北宇賀
指定管理者	名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	住所 下関市大和町一丁目16番1号 下関漁港ビル
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083 - 782 - 1910
	E-mail : hhourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理者制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶所有者においてトラブルが生じたケースはありませんが、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等を実施し、今後も良好な管理運営水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留について、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に則った管理運営の推進が図られました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めしていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

施設の維持管理について、四半期ごとに事業報告を提出し、適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収、各種支出について適正に処理し、経理関係書類を整理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めしていました。また、緊急時に対応する連絡体制を確立していました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めしていました。

事業収支

経済性

事業収支について、適正に執行していました。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや、全国漁業協同組合連合会による監査も適切に実施しており、指定管理者として適切と判断しました。

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	二見漁港の漁港施設
所在地	下関市豊北町大字北宇賀
指定管理者	名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	住所 下関市大和町一丁目16番1号 下関漁港ビル
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083-782-1910
	E-mail : hhnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市长が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理者制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。

管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶所有者においてトラブルが生じたケースはありませんが、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等を実施し、今後も良好な管理運営水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留について、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に則った管理運営の推進が図られました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めしていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

施設の維持管理について、四半期ごとに事業報告を提出し、適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収、各種支出について適正に処理し、経理関係書類を整理していました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めしていました。また、緊急時に対応する連絡体制を確立していました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めしていました。

事業収支

経済性

事業収支について、適正に執行していました。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部基準外はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや、監査法人北三会計社による監査も適切に実施されており、指定管理者として適切と判断しました。